

令和 3 年

# 議会運営委員会記録

令和 3 年 9 月 1 7 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年9月17日（金曜日）  
午後 1時50分 開会 午後 1時56分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務部次長兼 総務人権課長	亀 井 義 和

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件  
追加議案について

午後 1時50分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。柴崎市長。

○柴崎市長 本日は会期中にもかかわらず、議会運営委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆様にご報告がございまして。

本日、元市職員の刑事事件の公判が開かれ、懲役7年の判決が出ましたので御報告いたします。

本日提出する議題につきましては、議案第63号、令和3年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第4号)の追加議案1件となります。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。(午後 1時52分 休憩)

再開します。(午後 1時53分 再開)

本日の案件は、追加議案についてです。

資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

令和3年9月24日付けで、市長から議案第63号、令和3年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第4号)が提出されます。

提出議案の説明を願います。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、本会議に提出する追加議案、議案第63号、令和3年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第4号)について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,123万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ305億252万8,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

9ページを御覧ください。款3民生費では、新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、休所となった学童クラブや保育所等において、保育が必要な児童及び職員にPCR検査を実施するための事業費を追加計上しております。款4衛生費では、新型コロナウイルスワクチン住民接種に係る事業費を追加計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。款9消防費では、新型コロナウイルス感染症により

自宅療養を余儀なくされている陽性者に対して、緊急的な食糧支援を行うための費用を増額しております。

次に、歳入について説明いたします。

ページをお戻りいただいて、7ページをご覧ください。

款16国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種に対する国庫負担金等を追加計上しております。また、歳入歳出調整後の歳入の不足額については、財政調整基金からの繰入をもって措置をしております。

○待鳥美光委員長 以上で、提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午後 1時54分 休憩）

再開します。（午後 1時55分 再開）

議案第63号については、9月24日金曜日、第30日の閉会日の議事日程に追加し、議案、請願、陳情に対する討論、採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告を取らずに行い、採決に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

そのほかに、何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の案件は以上で終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後 1時56分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光